



千葉労働局発表
平成 30 年 12 月 25 日

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 若林 正一
職業対策課長補佐 屋田 真
地方障害者雇用担当官 堀江 昌生
電話 043-221-4391 (代表)
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

平成 30 年 公的機関等における障害者雇用状況の集計結果

千葉労働局（局長 高橋秀誠）では、今般、千葉県内の公的機関等の平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の任免状況等の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、国、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「公的機関等」という。）に義務付けられている、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

ポ イ ン ト

【公的機関】法定雇用率 2.5% (2.3%)

県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.4% (2.2%)

- 県機関では、6 機関中 2 機関が法定雇用率を達成
雇用障害者数 642.5 人 (656.0 人)、実雇用率 1.85% (1.90%)
- 市町村機関では、95 機関中 70 機関が法定雇用率を達成
雇用障害者数 1,192.5 人 (1,123.5 人)、実雇用率 2.33% (2.19%)

【独立行政法人等】法定雇用率 2.5% (2.3%)

- 4 法人中 3 法人が法定雇用率を達成
雇用障害者数 53.0 人 (37.5 人)、実雇用率 2.37% (1.76%)

※ () は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 公的機関における在職状況

○ 県の機関（法定雇用率 2.5%が適用される機関）

県の機関（40人以上の機関）に在職している障害者の数は 286.5 人で、前年より 6.1%（16.5 人）増加しており、実雇用率は 2.39%と前年に比べ 0.09 ポイント上昇し、5 機関中 2 機関が達成した。

【第 1 表 1、第 4 表(1)・(2)】

○ 県教育委員会（法定雇用率 2.4%が適用される機関）

2.4%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は 356 人で、前年より 7.8%（30 人）減少しており、実雇用率は 1.56%と前年に比べ 0.13 ポイント低下した。

【第 1 表 2、第 4 表(3)】

○ 市町村等の機関（法定雇用率 2.5%が適用される機関）

市町村の機関（40人以上の機関）に在職している障害者の数は 1093.0 人で、前年より 38.1%（24.0 人）増加しており、実雇用率は 2.38%と前年に比べ 0.14 ポイント上昇し、91 機関中 68 機関が達成した。

【第 2 表、第 4 表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.4%が適用される機関）

2.4%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は 99.5 人で、前年より 0.5%（0.5 人）増加しており、実雇用率は 1.86%と前年に比べ 0.06 ポイント上昇し、4 機関中 2 機関が達成した。

【第 2 表、第 4 表(6)】

2 独立行政法人等における雇用状況

地方の独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 53.0 人で、前年より 41.3%（15.5 人）増加しており、実雇用率は 2.37%と前年に比べ 0.61 ポイント上昇し、4 法人中 3 法人が達成した。

【第 3 表、第 4 表(4)】

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

第1表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.5%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	5	11,978.0	95	5	88	7	286.5	20.0	2.39	2	40.0
	(5)	(11,734.5)	(88)	(4)	(87)	(6)	(270.0)	(18.5)	(2.30)	(3)	(60.0)
千葉県知事部局	1	8,020.0	66	0	64	0	196.0	14.0	2.44	0	0.0
	(1)	(7,832.5)	(60)	(0)	(66)	(0)	(186.0)	(11.0)	(2.37)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	4	3,958.0	29	5	24	7	90.5	6.0	2.29	2	50.0
	(4)	(3,902.0)	(28)	(4)	(21)	(6)	(84.0)	(7.5)	(2.15)	(2)	(50.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	286.5	90	5	77	7	265.5	9.0	5	0	3	0	13.0	6.0	8	0	0	8.0	5.0	
	(270.0)	(85)	(4)	(77)	(6)	(254.0)	(11.5)	(3)	(0)	(4)	(0)	(10.0)	(5.0)	(6)	(0)	(-)	(6.0)	(2.0)	

2. 法定雇用率2.4%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
千葉県教育委員会	機関 1	人 22,778.5	人 124	人 1	人 107	人 0	人 356.0	人 30.0	% 1.56	機関 0	% 0.0
	(1)	(22,827.0)	(133)	(0)	(119)	(2)	(386.0)	(28.0)	(1.69)	(0)	(0.0)

[第1表 1(1)・2(1)の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[第1表 1(2)の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.5%が適用される機関	91	45,853.0	274	49	474	44	1,093.0	87.0	2.38	68	74.7
	(89)	(45,707.5)	(254)	(47)	(444)	(51)	(1,024.5)	(63.0)	(2.24)	(71)	(79.8)
法定雇用率2.4%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4	5,356.5	21	5	47	11	99.5	10.0	1.86	2	50.0
	(4)	(5,515.0)	(21)	(4)	(47)	(12)	(99.0)	(5.0)	(1.80)	(2)	(50.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.5%が適用される機関	1,093.0	263	47	359	36	950.0	44.0	11	2	22	3	47.5	20.0	78	20	15	95.5	23.0	
	(1,017.5)	(249)	(45)	(353)	(32)	(912.0)	(48.0)	(5)	(2)	(24)	(5)	(38.5)	(9.5)	(67)	(14)	(-)	(67.0)	(6.5)	
法定雇用率2.4%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	99.5	21	5	36	11	88.5	7.0	0	0	0	0	0.0	0.0	11	0	0	11.0	3.0	
	(99.0)	(21)	(4)	(39)	(12)	(91.0)	(3.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(8)	(0)	(-)	(8.0)	(2.0)	

[第2表 (1)の注]

[第1表 1(1)・2(1)の注]1～7と同じ

8 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

9 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

[第2表 (2)の注]

[第1表 1(2)の注]1～7と同じ

第3表 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数法定雇用障害者数の算定の基礎	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人	人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
	4	2,240.5	11	2	28	2	53.0	18.5	2.37	3	75.0
	(4)	(2,125.5)	(9)	(2)	(16)	(3)	(37.5)	(9.0)	(1.76)	(1)	(25.0)
独立行政法人等 (地方独立行政法人等)	4	2,240.5	11	2	28	2	53.0	18.5	2.37	3	75.0
	(4)	(2,125.5)	(9)	(2)	(16)	(3)	(37.5)	(9.0)	(1.76)	(1)	(25.0)

〔(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数の(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
計	53.0	10	1	11	1	32.5	8.0	1	1	5	1	8.5	2.5	9	3	3	12.0	8.0	
	(37.5)	(9)	(1)	(9)	(1)	(28.5)	(7.0)	(0)	(1)	(4)	(0)	(5.0)	(0)	(3)	(2)	(-)	(4.0)	(2.0)	
独立行政法人等 (地方独立行政法人等)	53.0	10	1	11	1	32.5	8.0	1	1	5	1	8.5	2.5	9	3	3	12.0	8.0	
	(37.5)	(9)	(1)	(9)	(1)	(28.5)	(7.0)	(0)	(1)	(4)	(0)	(5.0)	(0)	(3)	(2)	(-)	(4.0)	(2.0)	

〔(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第4表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	8,020.0	196.0	2.44	4.0	
千葉県（認定）	8,020.0	196.0	2.44	4.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	3,958.0	90.5	2.29	6.5	
千葉県企業土地管理局	151.0	3.0	1.99	0.0	
千葉県水道局	1,038.0	26.0	2.50	0.0	
千葉県病院局	1,252.5	29.0	2.32	2.0	注7
千葉県警察本部	1,516.5	32.5	2.14	4.5	

(3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,778.5	356.0	1.56	190.0	
千葉県	22,778.5	356.0	1.56	190.0	

(4) 独立行政法人等(地方独立行政法人等)の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	2,240.5	53.0	2.37	4.0	
千葉県住宅供給公社	84.0	2.0	2.38	0.0	
さんむ医療センター	255.5	6.0	2.35	0.0	
総合病院国保旭中央病院	1,528.5	40.0	2.62	0.0	
東金九十九里地域医療センター	372.5	5.0	1.34	4.0	

注5)「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（国所轄の法人）を指し、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
 なお、国所轄の法人については、厚生労働省で発表している。

(5) 県内市町村等の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	45,853.0	1,093.0	2.38	66.5	
千葉市（認定）	5,599.0	137.5	2.46	1.5	注4
銚子市（認定）	710.0	16.0	2.25	1.0	注4、注7
市川市	2,518.0	64.0	2.54	0.0	
船橋市	2,934.0	69.5	2.37	3.5	注7
館山市	366.5	7.0	1.91	2.0	
木更津市（認定）	979.0	19.0	1.94	5.0	注4
松戸市（認定）	2,902.5	56.5	1.95	15.5	注4
野田市	808.5	17.0	2.10	3.0	
茂原市	493.5	12.0	2.43	0.0	
成田市	1,048.5	26.0	2.48	0.0	
佐倉市	948.0	30.0	3.16	0.0	
東金市	420.5	10.0	2.38	0.0	
旭市（認定）	523.0	15.0	2.87	0.0	注4
習志野市	819.5	20.5	2.50	0.0	
柏市	1,708.5	45.0	2.63	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
勝浦市	216.0	4.0	1.85	1.0	
市原市	1,449.5	37.0	2.55	0.0	
流山市（認定）	977.5	23.0	2.35	1.0	注4、注7
八千代市（認定）	1,122.5	25.0	2.23	3.0	注4
我孫子市	771.5	16.5	2.14	2.5	
鴨川市	527.0	13.0	2.47	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	670.5	17.5	2.61	0.0	注4
君津市（認定）	856.5	22.0	2.57	0.0	注4
富津市（認定）	406.0	10.5	2.59	0.0	注4
浦安市	978.5	20.5	2.10	3.5	
四街道市	446.0	12.0	2.69	0.0	
袖ヶ浦市	385.0	11.0	2.86	0.0	
八街市（認定）	529.0	14.0	2.65	0.0	注4
印西市	645.0	16.0	2.48	0.0	
白井市	386.5	10.0	2.59	0.0	
富里市（認定）	439.5	13.0	2.96	0.0	注4
南房総市（認定）	667.5	18.0	2.70	0.0	注4
匝瑳市（認定）	295.0	7.0	2.37	0.0	注4
香取市	509.0	9.0	1.77	3.0	
山武市（認定）	443.0	11.0	2.48	0.0	注4
いすみ市（認定）	543.0	10.0	1.84	3.0	注4
酒々井町	196.0	4.0	2.04	0.0	
栄町（認定）	170.0	4.0	2.35	0.0	注4
神崎町	65.0	3.0	4.62	0.0	
多古町	259.0	6.0	2.32	0.0	
東庄町	128.0	3.0	2.34	0.0	
大網白里市（認定）	611.5	17.0	2.78	0.0	注4
九十九里町	127.0	2.0	1.57	1.0	
芝山町	119.5	2.0	1.67	0.0	
横芝光町	227.0	6.0	2.64	0.0	
一宮町	112.0	3.0	2.68	0.0	
睦沢町	64.0	2.0	3.13	0.0	
長生村	118.0	3.0	2.54	0.0	
白子町	141.0	2.0	1.42	1.0	注7
長柄町	105.5	3.0	2.84	0.0	
長南町（認定）	140.0	3.0	2.14	0.0	注4
大多喜町	165.0	3.0	1.82	1.0	
御宿町	119.0	2.0	1.68	0.0	
鋸南町	92.0	4.0	4.35	0.0	
市川市教育委員会	776.5	21.5	2.77	0.0	
館山市教育委員会	189.5	6.0	3.17	0.0	
野田市教育委員会	229.0	7.0	3.06	0.0	
茂原市教育委員会	94.0	2.0	2.13	0.0	
成田市教育委員会	315.5	5.0	1.58	2.0	
佐倉市教育委員会	227.5	6.0	2.64	0.0	
東金市教育委員会	107.5	3.0	2.79	0.0	
市原市教育委員会	203.5	4.0	1.97	1.0	
我孫子市教育委員会	121.0	2.5	2.07	0.5	
鴨川市教育委員会	128.5	3.0	2.33	0.0	
浦安市教育委員会	447.5	7.0	1.56	4.0	
四街道市教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	87.5	2.0	2.29	0.0	
印西市教育委員会	262.0	6.0	2.29	0.0	
白井市教育委員会	88.0	2.0	2.27	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
香取市教育委員会	117.0	2.0	1.71	0.0	
大多喜町教育委員会	66.0	1.0	1.52	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	53.0	1.0	1.89	0.0	
山武郡市広域水道企業団	55.0	2.0	3.64	0.0	
四市複合事務組合	88.0	2.0	2.27	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	112.5	4.0	3.56	0.0	
山武郡市広域行政組合	77.0	2.0	2.60	0.0	
九十九里地域水道企業団	78.0	1.0	1.28	0.0	
香取市東庄町病院組合	142.0	4.5	3.17	0.0	
国保国吉病院組合	187.0	4.0	2.14	0.0	
君津中央病院企業団	569.5	14.0	2.46	0.0	
公立長生病院事業	159.5	4.0	2.51	0.0	
松戸市病院事業	677.0	16.0	2.36	0.0	
習志野市企業局	100.5	2.0	1.99	0.0	
柏市水道事業	70.0	2.0	2.86	0.0	
船橋市病院事業	482.0	5.5	1.14	6.5	
国保匝瑳市民病院	174.0	4.0	2.30	0.0	
佐倉市上下水道部	59.5	1.0	1.68	0.0	
流山市上下水道局	43.0	1.0	2.33	0.0	
市原市水道事業	48.0	0.0	0.00	1.0	
北千葉広域水道企業団	84.0	3.0	3.57	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.4%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,356.5	99.5	1.86	28.5	
千葉市教育委員会	3,944.5	68.5	1.74	25.5	
船橋市教育委員会	881.5	18.0	2.04	3.0	注7
習志野市教育委員会	240.5	5.0	2.08	0.0	
柏市教育委員会	290.0	8.0	2.76	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、量子科学技術研究開発機構、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない

注6 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注7 注7の機関は、障害者雇用状況報告(平成30年6月1日)後、障害者雇用不足数を解消した機関。